

「(仮称)水沢地区知的障害者入所更生施設」に係る自主的
環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年
川崎市条例第48号)第25条の規定に準じて、条例環境影響評価審
査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 事業者名

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市川崎区宮本町1番地

2 事業の名称及び所在地

(仮称)水沢地区知的障害者入所更生施設

川崎市宮前区水沢3丁目2784-4ほか

3 自主的環境影響評価審査書公告年月日

平成16年2月18日(水)

4 問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-2457

(環境局環境評価室担当)

電話 200-2156

(仮称)水沢地区知的障害者入所更生施設に係る自主的環境
影響評価審査書

(概要)

(平成16年2月)

はじめに

(仮称)水沢地区知的障害者入所更生施設(以下「本事業」という。)は、川崎市(以下「事業者」という。)が宮前区水沢3丁目の面積約0.8ヘクタールの区域において、知的障害者が地域社会で生活できるように支援する施設を建設するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。)第74条に基づく自主的環境影響評価により、本事業が環境に及ぼす影響を調査し、その予測・評価を行い、平成15年7月2日に当該事業に係る自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を提出した。

川崎市は、この提出を受け、準備書を公告・縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、その写しを事業者に送付した。市はこの意見に対する考え方を記載した自主的環境影響評価見解書の提出を受け、これを公告・縦覧した。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

(1) 事業者

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 事業の名称及び種類

- ・名称:(仮称)水沢地区知的障害者入所更生施設

- ・種類：川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

(3) 事業を実施する区域

- ・位置：川崎市宮前区水沢3丁目2784 4ほか
- ・区域面積：8,000 m²
- ・用途地域：第一種低層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的：知的障害者入所更生施設の建設

(入所更生施設機能 定員 80名 在宅支援機能 定員 20名)

イ 土地利用計画

- | | | |
|----------|----------------------|---------|
| ・建物 | 2,615 m ² | (32.7%) |
| ・駐車場 | 190 m ² | (2.4%) |
| ・緑化地 | 3,115 m ² | (38.9%) |
| ・歩行者専用通路 | 165 m ² | (2.1%) |
| ・その他 | 1,915 m ² | (23.9%) |

ウ 建築計画

- ・用途：知的障害者入所更生施設
- ・構造、規模：鉄筋コンクリート造、地上3階建て、高さ10m
- ・建築面積：2,615 m² (建ぺい率 32.7%)
- ・延床面積：6,225 m² (容積率 77.8%)

2 審査結果及び内容

本事業の実施にあたっては、次の各項に掲げる審査の内容について遵守すること。

(1) 全般的事項

本事業は、知的障害者入所更生施設の建設であり、工事中にお

ける騒音、振動、安全対策等について、近接する住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書等に記載した環境保全のための措置等を確実に遵守するとともに、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、問合せ窓口等について、十分な周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼動に伴う二酸化窒素の付加濃度は 0.004ppm と予測し、1 時間値の日平均濃度は、0.063ppm であり、環境基準 (0.060ppm) を上回る。

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の付加濃度の最大値は 0.000201ppm と予測し、1 時間値の日平均濃度は 0.057589ppm で環境基準 (0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。) を満足する。

また、浮遊粒子状物質の付加濃度の最大値は 0.000390mg/ m³ と予測し、1 時間値の日平均濃度は 0.108637mg/ m³ で環境保全目標 (0.075mg/ m³) を満足しないが、現状においても環境保全目標を上回っている状況にある。

これらを考慮して、工事用車両の走行を 3 ルート併用することや過度な車両の集中が発生しないよう配車計画に留意するなど、環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことは少ないとしている。

しかしながら、建設機械の稼動及び工事用車両の走行に伴う汚染物質の濃度が環境基準等を上回る状態で工事を実施することは好ましくなく、また、建設地及び工事用車両ルートが、住宅等に近接していることから、工事に際しては、汚染物質の排出量低減のために考えられる種々の方策を組み合わせるなど、その効果を検討し、低減対策を実施すること。

イ 生物

(ア) 植物

本事業では、現況の樹木をほとんど伐採する計画であるが、現存植生を勘案して、樹種の選定を行い植栽することにより、一定の回復が図られることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいとしているが、新たな植生の回復とともに、残存する樹林地の確実な保全を図ること。

(イ) 動物

計画の造成に伴い、動物に対する影響は避けられないものの、東側隣接地の雑木林が残ることや現存植生等を勘案のうえ、緑地を再生することにより、現況に近い動物の生息環境を極力復元することから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいとしているが、確実に緑地の再生をすること。

ウ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種の多くは、地理的、環境的条件下に適合した樹種を選定し、適切な維持管理を行う計画であることから、適正な育成が図られるとしているが、植栽にあたっては、時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

緑化計画における緑被率は 38.9%で、地区別環境保全水準(37%)を満足し、高・中・低木及び地被類を適切に組み合わせて植栽を行う計画であることから、適切な緑の回復・育成が図られるとしているが、新たに植栽する樹木等の適正な管理・育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画では、植栽地の土壌は極力現況の表土層を客土として再利用し、不足している養分を補うために施肥を行うことから、樹木の生育基盤として適正な植栽土壌が確保できているが、造成時において表土層の保全を確実に実施すること。

エ 騒音

建設機械の稼動に伴う騒音レベルの最大値は 76 デシベルと予測し、地区別環境保全水準（85 デシベル以下）を下回っているが、さらに工事に際しては、低騒音型の建設機械及び工法の採用、複数の建設機械の同時使用を可能な限り少なくすることなどの環境保全のための措置を講じ、騒音の低減に努めることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

一方、工事用車両ルートでの騒音レベルは、3ルートとも環境基準（昼間 60 デシベル以下）を上回ると予測しているが、現状においても環境基準を上回っている状況にあり、過度な車両の集中が発生しないよう配車計画に十分留意し、アイドリングストップ等運転者への指導を徹底するなど、可能な限り工事用車両による騒音の低減に努めることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

しかしながら、工事用車両の騒音については、環境基準を超える状態で工事を実施することは望ましくないことから、工事用車両の集中回避及び運行管理の徹底を図るとともに、工事工程、作業時間等について、周辺住民等への周知に努めること。

オ 振動

建設機械の稼動に伴う振動レベルの最大値は、68デシベルと予測し、地区別環境保全水準（75デシベル以下）を下回っているが、低振動型の建設機械の採用や複数の建設機械の同時使用

を少なくし、また建設機械の配置を可能な限り周辺住宅から離すなど、振動の低減に努めることから、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

また、工事用車両の走行に係る振動レベルの最大値は、51 デシベルと予測し、地区別環境保全水準（65 デシベル以下）を下回っているが、工事用車両の走行ルートを3ルート併用することや過度な車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意する。さらに工事着手前に、運行時間等の詳細な対策について周辺住民へ周知を行う等、環境保全のための措置を講じ、工事用車両による振動の低減に努める計画であり、周辺地域の生活環境に与える影響は小さいとしている。

しかしながら、住宅等が近接していることから、準備書に記載の環境保全措置を徹底すること。

カ 廃棄物

（ア）一般廃棄物

本計画の供用時に発生する廃棄物については、適切な規模のごみ保管施設を設置するとともに、廃棄物の再資源化に配慮した保管スペースとする計画により、収集及び処分は、事業者責任により適正に処理される計画であることから、生活環境の保全に支障を及ぼさないとしているが、ごみ集積所については、市関係部署と協議すること。

（イ）産業廃棄物

本計画の建設時に発生する産業廃棄物については、極力資源の再利用や再生利用に努め、適正に処理することから、生活環境の保全に支障を及ぼさないとしているが、その評価は概ね妥当である。

（ウ）建設発生土

本計画の建設発生土については、約 48,500 m³ の掘削土が発生し、そのうち約 2,500 m³ を埋め戻し等に使用し、約 46,000 m³ が処分対象となる。建設残土は、場外で再利用または処分先を指定して処理する計画であることから、周辺的生活環境に及ぼす影響は小さいとしているが、その評価は概ね妥当である。

キ 景 観

本計画は、現況丘陵地の輪郭の中に納められるとともに、周辺部に植栽帯を配置することにより、計画施設の威圧感を軽減し、周辺の植生との連続性を図るため、周辺の環境と調和するとしているが、現況の樹林地が構造物に変化することから、外壁の色彩、建物デザイン等について、市関係部署と協議すること。

ク 日照障害

本計画は、計画建物を極力南側に寄せることにより、北側の小学校に配慮した計画としており、建築基準法及び川崎市建築基準条例に定める日影規制を十分に満足し、周辺に及ぼす影響は小さいことから、近隣住民に対しては、その内容について説明をすること。

ケ 電波障害

本計画に伴う電波障害が発生した場合においては、受信アンテナの改善及び電波共同受信方式等の原状回復の措置を講ずることにより、良好な画像の維持を図るとしているが、障害が発生したときの連絡窓口を明らかにするとともに、関係住民への周知を図ること。

コ 地域交通（交通混雑及び交通安全）

交通混雑については、建設時の工事用車両ルートにおける予測地点の交通混雑度は、0.386、交差点飽和度は、0.484～0.691と予測し、交通量の処理が可能とされる交通混雑度1.0及び交差点飽和度0.9を下回っており、交通処理に支障が生じないとしている。

交通安全については、工事用車両ルートは歩車道分離が整備されており、工事区域への出入口や主要な箇所には交通整理員の配置、大型工事用車両の走行については、児童の登下校時間帯の配慮、適切な工程管理と配車計画による車両の分散等、歩行者の安全確保や交通の円滑化のための措置を講ずることから、交通安全の確保が可能であるとしている。

しかしながら、工事着手にあたっては、事前に周辺住民に対し、工事車両ルートや工事内容の説明を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について、周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「地球温暖化」、「資源」、「エネルギー」、「地震時等の災害」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図ること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成15年	7月2日	自主的環境影響評価実施申出書
	7月16日	自主的環境影響評価準備書縦覧公告
	7月16日	自主的環境影響評価準備書縦覧開始
	8月29日	縦覧終了 縦覧者7名
	8月29日	意見書の締切り意見書の提出11名
	9月8日	事業者あて意見書写しの送付
	11月19日	自主的環境影響評価見解書受理
	11月26日	自主的環境影響評価見解書縦覧公告

1 1月26日 自主的環境影響評價見解書縱覽開始
1 2月25日 縱覽終了 縱覽者5名